

News Release

【お知らせ】 JESCO における高濃度 PCB 廃棄物の処理終了・終了後に発見された高濃度 PCB 廃棄物の取り扱いについて

令和 8 年 4 月 10 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB 処理事業部

弊社における高濃度 PCB 廃棄物の処理については、北九州・大阪・豊田の各 PCB 処理事業所においては令和 6 年 3 月 31 日に終了し、現在、処理を行っている東京・北海道の各 PCB 処理事業所についても令和 8 年 3 月 31 日をもちまして終了いたしました。

今後、新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物を含むすべての PCB 廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）」第 8 条に基づく届出が従前どおり必要となりますので、保管場所を所管する地方自治体に連絡していただきますようお願いいたします。

○PCB 特別措置法を所管する地方自治体の連絡先

※環境省「PCB 早期処理情報サイト」内お問い合わせ窓口一覧参照

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/inquiry/>

○PCB 廃棄物の確認・判別（PCB 使用の有無等の確認）方法

※弊社サイト内「PCB 廃棄物の確認・判別（PCB 使用の有無等の確認）方法」参照

<https://www.jesconet.co.jp/business/index.html#stepMenu>

○弊社お問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理事業部 事業企画課

TEL 03-5765-1946

以上